

鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」ロゴマーク管理要領

第1条 鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」推進要綱第5条に定める鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の管理要領は、次のとおりとする。

- 1 市は、ロゴマークの原案を作成し、鳴門市応援スタートアップ制度「なるスタ」への認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）にロゴマークの画像データを配布する。
- 2 認定事業者は、配布されたロゴマークの画像データを利用することができる。
- 3 ロゴマークの扱いについては、以下のとおりとする。
 - (1) 事業者はロゴマークの使用について、指定されたデザイン等、故意に変更して使用してはならない。
 - (2) ロゴマークの使用に際し、事故や苦情等が発生した場合は、認定事業者が誠意を持って、必要な措置を講じなければならない。

鳴門市応援スタートアップ「なるスタ」ロゴマーク



なるスタ

附 則

この要領は、令和7年1月30日から施行する。